



背景・目的

茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシ
ン酸）による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が発生したが、
当該物質の人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、
かつ、早急な対策が求められている。

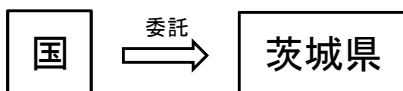
事業概要

有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、毛髪・
爪検査等によりばく露が確認された者※に対し、健康診査を行うとと
もに、医療費等を給付する。

※専門家による検討会（環境省）の審査を経て確認

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

治療を通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もって
その健康不安等を解消する。

イメージ

医療手帳の交付		<ul style="list-style-type: none"> ・医療費（※自己負担分を公費負担） ・療養手当（通院：月1.5万円、入院：月2.5万円（※併給なし）） ・健康診査（年1回）（※公費負担）
特に汚染の著しい井戸水の飲 用者	入院歴 なし	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用（月2万円） ・健康管理調査協力金（初年度当初30万円）
→健康管理調査の実施（健康状態 等に係る報告票の提出による調査を 実施、病歴、治療歴等の調査を初年 度に実施）	入院歴 あり	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査費用（月2万円） ・健康管理調査協力金（初年度当初70万円）
小児期にばく露され、相当程度の精神発 達への影響がみられた者		<ul style="list-style-type: none"> ・精神発達調査費用（月5万円）
※平成23年度～ →精神発達調査の実施（精神発達等に係る報 告票の提出等による調査を実施）		
小児支援体制整備事業の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備す るため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点 から、支援の実施について調整を行う
※平成20年度～ （医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権 者等からの申請があった者を対象）		

◇申請受付開始日：平成15年6月30日
◇対象者数等：医療手帳対象者148名（累計157名） うち健康管理調査対象者29名 （※平成28年5月1日現在）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 申請者数：565名 棄却者数：408名 分析調査中等：0名 </div>
◇事業見直し等
<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年6月7日 平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3 年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定 ・平成20年5月22日 平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成 20年7月以降も事業を継続することを決定 ・平成23年6月23日 平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成 23年7月以降も事業を継続するとともに、小児期にばく 露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者に 対し、精神発達調査を実施することを決定 ・平成26年6月 平成26年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成 26年7月以降も事業を継続することを決定 ・平成29年6月 緊急措置事業見直し予定